

蒲 監 第 57 号
令和3年7月26日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 永 川 貴 士

同 小 林 憲 三

同 稲 吉 郭 哲

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

令和3年5月27日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省 略）

2 請求のあった日

令和3年5月27日

3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

(1) 請求の要旨

蒲郡市（以下「市」という。）はエス・イー・ティー株式会社（以下「SET」という。）からの蒲郡市企業再投資促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金交付手続に際し、要綱の規定を拡大解釈及び裁量権を逸脱した要綱の運用を行うとともに、蒲郡市補助金等交付規則（以下「規則」という。）の規定にある審査及び調査をせず、不適正な運用で補助金の交付を行った。

結果、市は15,120,000円の損害を被った。

(2) 措置請求の内容

ア 市長に対し、SETへ損害金15,120,000円の返還請求をすることを求める。

イ 市長に対し、SETから当該損害金の返還がなされない場合、同額を弁済することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

市が令和2年度に支出した補助金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。また、当該支出により市に損害が生じているか否か。

2 監査対象部局

産業振興部産業政策課

関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、産業振興部産業政策課に対し、令和3年7月6日に課長及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月2日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、新たな証拠が提出され、請求内容の補足説明がなされた。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

(結論)

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

(1) 蒲郡市企業再投資促進補助金交付要綱について

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市内に長年立地する次世代成長分野等の製造業等を営む者が、市内で工場又は研究所（以下「工場等」という。）を新設又は増設するにあたり、蒲郡市企業再投資促進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、企業等の流出防止及び雇用の維持拡大を図り、もって地域経済の振興と市民生活の向上に寄与するため、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

ところによる。

(9) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用のうち、次に掲げるものの合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。

ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち、専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

（届出の義務）

第7条 前条の規定による認定を受けようとする補助対象者又は認定の決定の通知を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号に掲げる事由があったときは、速やかに当該各号に定める書類を市長に届け出るものとする。

(2) 認定を受けた内容に変更があったとき 認定申請書記載事項変更届（第4号様式）

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業の認定を取り消すことができる。

(5) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、規則第17条の規定によるもののほか、補助金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(3) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 蒲郡市補助金等交付規則について

（交付金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか

かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(第4号様式)により当該補助事業者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(3) 補助金の支出について

ア 交付先 エス・イー・ティー株式会社

イ 交付額 15,120,000円(令和2年12月15日支払)

(4) 補助金の交付対象となる固定資産取得費用

ア TS研究棟	117,608,622円
イ 給排水衛生設備	6,011,921円
ウ パーティション	365,454円
エ 電気設備工事	7,618,467円
オ 換気扇設備工事	1,834,277円
カ 社名看板	218,182円
キ 駐車場整備	11,738,865円
ク 駐輪場整備	715,000円
ケ エアコン設置	5,091,557円
コ 振込手数料	△2,000円
サ 合計	151,200,345円

2 請求人の主張と監査対象部局(産業振興部産業政策課)の説明

(1) 補助金交付に係る要綱の解釈について

請求人は、実施機関は要綱第2条第9号に規定の固定資産取得に要する費用について、要綱の拡大解釈及び裁量権を逸脱した解釈、運用によって補助金請求額どおり交付したと主張している。

これに対し、市は要綱の規定により当該固定資産は補助金交付対象となりえる
と解し、交付決定にあたり、提出資料の確認、補助対象者へヒアリング及び現地
調査を実施し、交付要件に適合することを認め、交付したものと説明している。

(2) 認定申請書記載事項変更届の提出について

請求人は、実施機関は要綱第7条に規定されている認定申請書記載事項変更届
の提出義務があるにもかかわらず、変更届を提出しておらず、このことは要綱第
9条第5号に規定の認定の取消し及び要綱第18条第3号に規定の交付決定の取
消しに該当すると主張している。

これに対し、市は補助対象者が補助事業認定申請時に提出した「家屋・償却資
産の明細」及び補助金交付申請時に提出予定の「補助対象固定資産リスト」を交
付申請前に照合し、補助対象者へヒアリング及び現地調査を実施した結果、「家
屋・償却資産の明細」から十分に読み取ることができたため、変更届を要さないと
判断したと説明している。

(3) 審査方法及び費用の妥当性について

請求人は、実施機関は規則第14条に規定の審査及び実地調査等について、補
助金事業認定申請の計画と補助金申請の実績との検証、精査もせず、固定資産台
帳に記載されていれば助成対象として認めるという、甚だ不適正な運用で補助金
交付決定を通知し、駐車場整備費用については、費用の妥当性を審査しないとい
う極めて不適正な運用で審査もせず交付したと主張している。

これに対し、市は審査方法及び費用の妥当性については、補助対象者ごとに必
要となる設備、その仕様・機能が異なることから、一律の基準を設けておらず、
補助対象者により正確に計上された固定資産に対して、その帳簿額と支払い証拠
書類の額との照合を実施し、補助対象者へヒアリング及び現地調査のうえで個別
に判断しているもので、規則第14条の規定に基づく適正な事務執行であると説
明している。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、請求人提出の蒲郡市職員措置請求書及び意見陳述、監査
対象部局の弁明書及び説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について

述べる。

(1) 補助金交付に係る要綱の解釈について

法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であると解される(平成25年3月28日最高裁判決)。

地方公共団体における補助金の交付決定は裁量的行為であり、例えば、受給者に特別の利益を供与するため、当該受給者に対する交付額を恣意的に増額した場合は裁量権の逸脱又は濫用として、違法に該当する。

これを本件についてみると、交付決定に至る手続きについて、規則及び要綱に基づき事務処理が行われており、補助対象者に特別な利益を供与するための恣意的な行為は明白には認められないことから違法なものとはいえない。

したがって、補助金の交付決定に係る規則及び要綱の解釈について、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえない。

(2) 認定申請書記載事項変更届の提出について

補助対象者が認定申請書記載事項変更届を提出しないことが、要綱第9条第5号に規定の認定の取消し及び要綱第18条第3号に規定の交付決定の取消しに該当するとの請求人の主張に対し、市が変更届を要しないと判断したことについては、市の裁量権の範囲内であり、認定申請書記載事項変更届の提出が無いことをもって、要綱の「虚偽その他不正な手段」に該当するとまではいえず、認定の取消し及び交付決定の取消しの理由に該当するものではない。

(3) 審査方法及び費用の妥当性について

審査方法及び費用の妥当性については、市は要綱及び規則に則り、提出された証拠書類の確認等に基づく事務処理がなされていると認められるため、請求人の主張する不適正な運用には相当しない。

以上のとおり、市が令和2年度に支出した補助金が、裁量権の逸脱又は濫用による違法又は不当な公金の支出にあたることは認められず、当該支出により市に損害が生じているとも認められないことから、本件請求には理由がないものと判断する。

付 記

本件請求について、監査委員の判断は以上のとおりであるが、補助金の交付にあたっては、市民の疑念を招くことのないよう、相応の基準を作成するなど、事務手続きの透明性の確保を図ることを望むものである。